



<資料> 中華民国(台湾)家族法

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野川, 照夫, 萬, 香吟 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00011384">https://doi.org/10.24729/00011384</a>

# 中華民國(台灣)家族法

## 民法 第四編 親族

施行 一九三一・五・五  
改正 一九八五・六・三

### 第一章 通則

第九六七條 ① 直系血族とは、自己が出生し、又は自己から出生した血族をいう。

② 傍系血族とは、直系血族ではなくて、自己と同源の血族をいう。

第九六八條 血族の親等計算は、直系血族では、自己から上下に数えて、一世をもって一親等とし、傍系血族では、自己から数

中華民國(台灣)家族法

えて、同源の直系血族に至り、さらに同源の直系血族から数えてこれと親等を計算した血族に至り、その総世数をもって親等の数とする。

第九六九條 姻族とは、血族の配偶者、配偶者の血族及び配偶者の血族の配偶者をいう。

第九七〇條 姻族の親系及び親等の計算は、左のとおりである。

- 一 血族の配偶者は、その配偶者の親系及び親等に從う。
- 二 配偶者の血族は、配偶者との親系及び親等に從う。
- 三 配偶者の血族の配偶者は、配偶者との親系及び親等に從う。

第九七一條 姻族関係は、離婚によって消滅する。結婚の取消の場合も、同様である。

野川 照夫  
萬香 吟

## 第二章 結婚

### 第一節 婚約

第九七二条 婚約は、男女当事者自らを取りきめなければならぬ。

第九七三条 男は一七歳未満、女は一五歳未満の場合は、婚約を取りきめることができない。

第九七四条 未成年者が婚約を取りきめるときは、法定代理人の同意を得なければならない。

第九七五条 婚約は、強制履行を請求することができない。

第九七六条 ① 婚約当事者の一方に左に掲げる場合の一つがあるときは、他方は、婚約を解除することができる。

一 婚約を取りきめた後、他人と結婚をした場合。

二 故意に結婚期日の約束に違反した場合。

三 生死が満一年明らかでない場合。

四 重大な不治の疾病がある場合。

五 性病又はその他の悪疾がある場合。

六 婚約を取りきめた後、廃疾となった場合。

七 婚約を取りきめた後、他人と姦淫した場合。

八 婚約を取りきめた後、懲役刑の宣告を受けた場合。

九 その他重大な事由がある場合。

② 前項の規定によって婚約を解除する場合に、事実上、他方に対して解除の意思表示をすることができないときは、意思表示

をする必要はなく、解除をすることができるときから、婚約の拘束を受けない。

第九七七条 ① 前条の規定によって婚約を解除したときは、無過失の一方は、過失がある他方に対して、これによって受けた損害の賠償を請求することができる。

② 前項の場合には、財産上の損害でなくても、損害を受けた者は、相当の金額の賠償を請求することができる。

③ 前項の請求権は、譲渡、又は相続をすることができない。但し、契約によって承諾し、又は訴を提起した場合は、この限りでない。

第九七八条 婚約当事者の一方は、第九七六条の理由なく婚約に違反した場合は、他方がこれによって受けた損害について、賠償の責任を負わなければならない。

第九七九条 ① 前条の場合には、財産上の損害でなくても、損害を受けた者は、相当の金額の賠償を請求することができる。但し、損害を受けた者が無過失の場合に限る。

② 前項の請求権は、譲渡、又は相続をすることができない。但し、契約によって承諾し、又は訴を提起した場合は、この限りでない。

第九七九条の一 婚約を取りきめることによって贈与をした場合には、婚約が無効、解除又は取消のとき、当事者の一方は、他方に贈与物の返還を請求することができる。

第九七九条の二 第九七七条ないし第九七九条の一に規定する請

求権は、二年間行使しないときは、消滅する。

## 第二節 結婚

**第九八〇条** 男は一八歳未満、女は一六歳未満の場合は、結婚をすることができない。

**第九八一条** 未成年者が結婚するには、法定代理人の同意を得なければならない。

**第九八二条** ① 結婚は、公開の儀式及び二人以上の証人がなければならぬ。

② 戸籍法の定めるところによって結婚の登記をした場合は、結婚をしたものと推定する。

**第九八三条** ① 左に掲げる親族と結婚をすることができない。  
一 直系血族及び直系姻族。

二 傍系血族及び傍系姻族で輩分が同じでない者。但し、傍系血族で八親等外、傍系姻族で五親等外の者は、この限りでない。

三 傍系血族で輩分が同じで八親等内の者。但し、六親等及び八親等の表兄弟姉妹は、この限りでない。

② 前項の姻族結婚の制限は、姻族関係が消滅した後においても、これを適用する。

③ 第一項の直系血族及び直系姻族結婚の制限は、縁組によって成立した直系血族間においては、縁組関係が終了した後であっても、これを適用する。

**第九八四条** 後見人と被後見人は、後見関係存続中においては、

結婚をすることができない。但し、被後見人が父母の同意を得た場合は、この限りでない。

**第九八五条** ① 配偶者のある者は、重ねて結婚をすることができない。

② 一人が同時に二人以上と結婚をすることができない。

**第九八六条** 姦通によって、裁判上の離婚をし、又は刑の宣告を受けた者は、相姦者と結婚をすることができない。

**第九八七条** 女子は、婚姻関係が消滅してから後六か月を経過しなければ、再婚をすることができない。但し、六か月以内に分娩をした場合は、この限りでない。

**第九八八条** 結婚は、左に掲げる場合の一つがあるときは、無効である。

一 第九八二条第一項の方式を具備しない場合。

二 第九八三条又は第九八五条の規定に違反した場合。

**第九八九条** 結婚が第九八〇条の規定に違反した場合は、当事者又はその法定代理人が、裁判所にその取消を請求することができる。但し、当事者が同条に定める年齢に達し、又は懐胎した場合は、取消を請求することができない。

**第九九〇条** 結婚が第九八一条の規定に違反した場合は、法定代理人が、裁判所にその取消を請求することができる。但し、その事実を知った日から六か月を経過し、又は結婚をした後一年を経過し、もしくは懐胎した場合は、取消を請求することができない。

**第九九一条** 結婚が第九八四条の規定に違反した場合は、被後見人又はその最近親族が、裁判所にその取消を請求することができる。但し、結婚をしてから一年を経過した場合は、取消を請求することができない。

**第九九二条**（削除）

**第九九三条** 結婚が第九八六条の規定に違反した場合は、前配偶者が、裁判所にその取消を請求することができる。但し、結婚をしてから一年を経過した場合は、取消を請求することができない。

**第九九四条** 結婚が第九八七条の規定に違反した場合は、前夫又はその直系血族が、裁判所にその取消を請求することができる。但し、前婚姻関係が消滅した後から六か月を経過し、又は再婚をした後に懐胎した場合は、取消を請求することができない。

**第九九五条** 当事者の一方が、結婚の時に性交不能でそれが治癒できない場合は、他方は、裁判所に結婚の取消を請求することができる。但し、治癒できないことを知った時から三年を経過した場合は、取消を請求することができない。

**第九九六条** 当事者の一方が、結婚の時に意識がなく、又は精神錯乱中であつた場合は、常態に回復した後六か月以内に、裁判所にその取消を請求することができる。

**第九九七条** 詐欺又は脅迫によって結婚をした場合は、詐欺を発生し、又は脅迫が終了した後六か月以内に、裁判所にその取消を請求することができる。

**第九九八条** 結婚の取消の効果は、既往にさかのぼらない。

**第九九九条** ① 当事者の一方が、結婚の無効又は取消によって損害を受けた場合は、他方に対して賠償を請求することができる。但し、他方が無過失の場合は、この限りでない。

② 前項の場合には、財産上の損害でなくとも、損害を受けた者は、相当の金額の賠償を請求することができる。但し、損害を受けた者が無過失の場合に限る。

③ 前項の請求権は、譲渡、又は相続をすることができない。但し、契約によって承諾し、又は訴を提起した場合は、この限りでない。

**第九九九条の一** 第一〇五五条、第一〇五七条及び第一〇五八条の規定は、結婚の無効又は取消の場合に準用する。

**第三節** 婚姻の一般的効力

**第一〇〇〇条** 妻は、その本姓の上に夫の姓を冠し、入夫は、その本姓の上に妻の姓を冠す。但し、当事者が別段の取りきめをした場合は、この限りでない。

**第一〇〇一条** 夫婦は、互に同居の義務を負う。但し、同居がでない正当な理由があるときは、この限りではない。

**第一〇〇二条** 妻は、夫の住所をもって住所とし、入夫は、妻の住所をもって住所とする。但し、約定をもって、夫は妻の住所をもって住所とし、妻は入夫の住所をもって住所とした場合は、その約定に従う。

**第一〇〇三条** ① 夫婦は、日常家事に関して互に代理人となる。

② 夫婦の一方が、前項の代理権を濫用したときは、他方は、それを制限することができる。但し、善意の第三者に対抗することができない。

#### 第四節 夫婦財産制

##### 第一款 通則

**第一〇〇四条** 夫婦は、結婚をする前又は結婚をした後において、契約をもって本法が定める約定財産制のうちその一つを選んで、その夫婦財産制とする。

**第一〇〇五条** 夫婦が、契約で夫婦財産制を締結していない場合は、本法に別段の規定がある場合を除く外、法定財産制をもってその夫婦財産制とする。

**第一〇〇六条** 夫婦財産制の契約の締結、変更又は廃止は、当事者が未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人の同意を得なければならない。

**第一〇〇七条** 夫婦財産制の契約の締結、変更又は廃止は、書面で行わなければならない。

**第一〇〇八条** ① 夫婦財産制の契約の締結、変更又は廃止は、登記をしなければならない。これをもちて第三者に対抗することができない。

② 前項の登記は、別に法律でこれを定める。

**第一〇〇八条の一** 前三条の規定は、夫婦の財産に関するその他の約定にこれを準用する。

**第一〇〇九条** 夫婦の一方が破産宣告を受けたときは、その夫婦

財産制は、当然分別財産制になる。

**第一〇一〇条** 左に掲げる場合の一つがあるときは、裁判所は、夫婦の一方の請求によって、分別財産制への変更を宣告することができる。

一 夫婦の一方が、法律によって家庭生活費用を支出すべきであるのに支出しないとき。

二 夫又は妻の財産が、その債務を弁済するのに不足し、又は夫婦の総財産が、債務を弁済するのに不足するとき。

三 夫婦の一方が、財産上の処分をするについて、法律によって他方の同意を得べきであるのに、他方が正当な理由なく同意を拒絶したとき。

四 夫婦の一方が、他方の原有財産に対して管理が明らかに不当であり、他方が改善を請求しても改善しないとき。

五 夫婦が、その共同生活を維持することが困難であつて、別居が六か月以上を経過したとき。

六 その他重大な事由があるとき。

**第一〇一二条** 債権者が、夫婦の一方の財産に対して差押をしたが、まだ弁済を受けていないときは、裁判所は、債権者の申請によって分別財産制への変更を宣告することができる。

**第一〇一二条** 夫婦は、婚姻関係存続中においては、契約をもってその財産契約を廃止し、又は他の約定財産制に変更することができる。

**第一〇一三条** 左に掲げる財産は、特有財産とする。

- 一 専ら夫又は妻の個人使用に供する物。
- 二 夫又は妻の職業上必需の物。
- 三 夫又は妻が受けた贈物で、贈与者がその特有財産と声明した物。

**第一〇一四条** 夫婦は、契約の締結によって一定の財産を特有財産とすることができる。

**第一〇一五条** 前二条に定める特有財産は、分別財産制に関する規定を適用する。

#### 第二款 法定財産制

**第一〇一六条** 結婚の時に夫婦に属した財産及び婚姻関係存続中に夫婦が取得した財産は、その連合財産とする。但し、特有財産は、その中に含まない。

**第一〇一七条** ① 連合財産中、夫又は妻が結婚の時に所有する財産及び婚姻関係存続中に取得した財産は、夫又は妻の原有財産とし、各自がその所有権を保有する。

② 連合財産中、夫又は妻の所有であると証明することができない財産は、夫婦共有の原有財産と推定する。

**第一〇一八条** ① 連合財産は、夫が管理する。但し、妻が管理する約定をしたときは、その約定に従う。その管理費用は、管理権を有する一方が負担する。

② 連合財産を妻が管理するときは、第一〇一九条ないし第一〇三〇条の夫の権利義務に関する規定は妻に適用し、妻の権利義務に関する規定は夫に適用する。

**第一〇一九条** 夫は、妻の原有財産に対して使用、収益の権利を有する。但し、取得した利息は、家庭生活費用及び連合財産の管理費用に支弁した後に剰余があるときは、その所有権は妻に帰属する。

**第一〇二〇条** ① 夫が、妻の原有財産に対して処分をするときは、妻の同意を得なければならない。但し、管理上必要な処分は、この限りでない。

② 前項の同意の欠缺は、第三者に対抗することができない。但し、第三者がその欠缺を知り、又は知り得べかりしとき、もしくは、場合によっては当該財産が妻に帰属すると認め得べきときは、この限りでない。

**第一〇二一条** 妻は、夫の原有財産に対して、第一〇〇三条に定める代理権の範囲内において、これを処分することができる。

**第一〇二二条** 妻の原有財産に関しては、夫は妻の請求によって、いつでもその状況を報告する義務を有する。

**第一〇二三条** 左に掲げる債務は、夫が弁済の責任を負う。

一 夫が結婚前に負った債務。

二 夫が婚姻関係存続中に負った債務。

三 妻が第一〇〇三条に定める代理行為によって生じた債務。

**第一〇二四条** 左に掲げる債務は、妻が弁済の責任を負う。

一 妻が結婚前に負った債務。

二 妻が婚姻関係存続中に負った債務。

**第一〇二五条** 左に掲げる債務は、妻がその特有財産をもって弁

済の責任を負う。

一 妻がその特有財産について設定した債務。

二 妻が第一〇〇三条に定める代理権の範囲を踰越した行為によって生じた債務。

**第一〇二六条** 家庭生活費用は、夫が支弁能力がないときは、妻がその財産の全部をもって、これを負担する。

**第一〇二七条** ① 妻の原有財産が負った債務を夫の財産をもって弁済し、又は夫の債務を妻の原有財産をもって弁済した場合  
には、夫又は妻は、補償請求権を有する。但し、連合財産関係の消滅前にあつては、補償を請求することができない。

② 妻の特有財産が負った債務を連合財産をもって弁済し、又は連合財産が負った債務を妻の特有財産をもって弁済した場合は、婚姻関係存続中であっても、補償を請求することができる。

**第一〇二八条** 妻が死亡した時、妻の原有財産は、妻の相続人に帰属する。もし減少していれば、夫がこれを補償しなければならない。但し、その減少が、夫の責に帰すべき事由によつて生じた場合に限る。

**第一〇二九条** 夫が死亡した時、妻は、その原有財産を取り戻す。もし減少していれば、夫の相続人に対して補償を請求することができる。

**第一〇三〇条** 連合財産の分割は、別段の規定がある場合を除く外、妻は、その原有財産を取り戻す。もし減少していれば、夫又はその相続人が負担する。但し、その減少が妻の責に帰すべ

き事由によつて生じた場合は、この限りでない。

**第一〇三〇条の一** ① 連合財産関係が消滅した時、夫又は妻が婚姻関係存続中に取得し現存する原有財産は、婚姻関係存続中に負った債務を控除した後、剰余財産があるときは、その双方は剰余財産の差額を、平等に分配しなければならない。但し、相続又はその他無償で取得した財産は、この限りでない。

② 前項の規定によつて、平等分配が明らかに公平を欠く場合は、裁判所は、その分配額を酌減することができる。

③ 第一項の剰余財産の差額の分配請求権は、請求権者が剰余財産の差額があることを知った時から二年間行使しないときは、消滅し、連合財産関係が消滅した時から五年を経過した場合も、同様である。

## 第二款 約定財産制

### 第一目 共同財産制

**第一〇三一条** ① 夫婦の財産及び所得は、特有財産を除く外、合併して共同財産とし、夫婦の共有に属する。

② 共同財産は、夫婦の一方はその持分を処分することができない。

**第一〇三二条** 共同財産は夫が管理し、その管理費用は共同財産で負担する。

**第一〇三三条** ① 夫婦の一方が、共同財産について処分をするときは、他方の同意を得なければならない。但し、管理をする上の必要な処分は、この限りでない。



② 前項の同意の欠缺は、第三者に対抗することができない。但し、第三者がその欠缺を知り、又は知り得べかりしとき、もしくは場合によっては当該財産が共同財産に属すると認め得べきときは、この限りでない。

**第一〇三四条** 左に掲げる債務は、夫が個人並びに共同財産をもって弁済の責任を負う。

- 一 夫が結婚前に負った債務。
- 二 夫が婚姻関係存続中に負った債務。
- 三 妻が第一〇〇三条に定める代理行為によって生じた債務。
- 四 前号の規定を除く外、妻が婚姻関係存続中に共同財産をもって負担した債務。

**第一〇三五条** 左に掲げる債務は、妻が個人並びに共同財産をもって弁済の責任を負う。

- 一 妻が結婚前に負った債務。
  - 二 妻が職務又は営業によって生じた債務。
  - 三 妻が相続財産によって負った債務。
  - 四 妻が権利侵害行為によって生じた債務。
- 第一〇三六条** 左に掲げる債務は、妻がその特有財産をもって弁済の責任を負う。

- 一 妻がその特有財産に設定した債務。
- 二 妻が第一〇〇三条の代理権の範囲を超越した行為によって生じた債務。

**第一〇三七条** 家庭生活費用は、共同財産で負担するのに足ら

ないときは、妻個人も責任を負う。

**第一〇三八条** ① 共同財産が負った債務を共同財産をもって弁済した場合は、夫婦間では補償請求権は生じない。

② 共同財産の債務を特有財産をもって弁済し、又は特有財産の債務を共同財産をもって弁済した場合は、補償請求権を有する。婚姻関係存続中であっても、請求することができる。

**第一〇三九条** ① 夫婦の一方が死亡した時、共同財産の二分の一は、死亡した者の相続人に帰属し、他の二分の一は、生存する他方に帰属する。

② 前項の財産の分割は、その数額について別段の約定がある場合は、その約定に従う。

③ 第一項の場合、もし当該生存する他方が、法律によって相続人となることができなるときは、その共同財産に対して請求することができる数額は、離婚の時に得べき数額を超過することができない。

**第一〇四〇条** 共同財産関係が消滅した時、法律に別段の規定があるか、又は契約で別段の取りきめがある場合を除く外、夫婦は、各自共同財産の二分の一を取得する。

**第一〇四一条** ① 夫婦は、契約で取り決めることによつてのみ、その所得に限って共同財産とすることができる。

② 婚姻関係存続中、夫婦が労働によって得た財産及び原有財産の利息は、前項の所得とし、共同財産制に関する規定を適用する。

③ 結婚の時及び婚姻関係存続中、夫婦に属する原有財産は、法定財産制に関する規定を適用する。

## 第二目 統一財産制（削除）

第一〇四二条 （削除）

第一〇四三条 （削除）

## 第三目 分別財産制

第一〇四四条 分別財産は、夫婦が各自その財産の所有権、管理権及び使用・収益権を保有する。

第一〇四五条 ① 妻がその財産の管理権を夫に付与した場合は、夫は当該財産の収益をもって、家庭生活費用に供する権利を有するものと推定する。

② 前項の管理権は、妻がいつでも取り戻すことができる。取戻権は、放棄をすることができない。

第一〇四六条 左に掲げる債務は、夫が弁済の責任を負う。

一 夫が結婚前に負った債務。

二 夫が婚姻関係存続中に負った債務。

三 妻が第一〇〇三条に定める代理行為によって生じた債務。

第一〇四七条 ① 左に掲げる債務は、妻が弁済の責任を負う。

一 妻が結婚前に負った債務。

二 妻が婚姻関係存続中に負った債務。

② 夫婦が家庭生活費用によって負った債務は、夫に支弁能力がないときは、妻が負担する。

第一〇四八条 夫は、家庭生活費用について、妻に相当の負担を

するように請求することができる。

## 第五節 離婚

第一〇四九条 夫婦は、協議で離婚をすることができる。但し、未成年者は、法定代理人の同意を得なければならない。

第一〇五〇条 協議上の離婚は、二人以上の証人の署名がある書面をもって、戸籍機関に離婚の登記をしなければならぬ。

第一〇五一条 協議上の離婚後においては、子の監護に関しては、夫がこれに任ずる。但し、別段の約定がある場合は、その約定に従う。

第一〇五二条 ① 夫婦の一方に左に掲げる場合の一つがあるときは、他方は、裁判所に離婚を請求することができる。

一 重婚の場合。

二 他人と姦通をした場合。

三 夫婦の一方が他方から同居に堪えない虐待を受けた場合。

四 夫婦の一方が他方の直系尊属に対して虐待をし、又は他方の直系尊属から虐待を受け、共同生活をするのに堪えない場合。

五 夫婦の一方が他方を悪意で遺棄し、その状態が継続している場合。

六 夫婦の一方が他方を殺害しようとして意図した場合。

七 不治の悪疾がある場合。

八 重大な不治の精神病がある場合。

九 生死不明が三年を経過した場合。

一〇 三年以上の懲役刑に処され、又は不名誉罪によって懲役刑に処された場合。

② 前項以外の重大な事由があり、結婚を継続し難い場合は、夫婦の一方は、離婚を請求することができる。但し、その事由が、夫婦の一方が、責を負うべき場合は、他方のみが離婚を請求することができる。

第一〇五三条 前条第一号及び第二号の場合については、請求権のある一方が、事前に同意し、又は事後に宥恕し、もしくはその事を知った後六か月を経過し、又はその事実が発生後から五年を経過した場合は、離婚を請求することができない。

第一〇五四条 第一〇五二条第六号及び第一〇号の場合については、請求権のある一方が、その事実を知った後から一年を経過し、又はその事実が発生後から五年を経過した場合は、離婚を請求することができない。

第一〇五五条 裁判上の離婚の場合は、子の監護に関しては、第一〇五一条の規定を適用する。但し、裁判所は、子の利益のために、監護する者を酌定することができる。

第一〇五六条 ① 夫婦の一方が、裁判上の離婚によって損害を受けた場合は、過失がある他方に対して、賠償を請求することができる。

② 前項の場合には、財産上の損害でなくても、損害を受けた者は、相当の金額の賠償を請求することができる。但し、損害を受けた者が無過失の場合に限る。

③ 前項の請求権は、譲渡し、又は相続することができない。但し、契約によって承諾し、又は訴を提起した場合は、この限りでない。

第一〇五七条 夫婦の無過失の一方が、裁判上の離婚によって生活困窮に陥った場合には、他方が無過失であっても、相当の扶助料を給付しなければならない。

第一〇五八条 夫婦が離婚をする時には、いかなる種類の夫婦財産制を用いているかを問わず、各自その個有財産を取り戻すことができる。もし減少していれば、管理権を有する一方が負担する。但し、その減少が、管理権を有する一方の責に帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。

### 第三章 親子

第一〇五九条 ① 子は、父の姓に従う。但し、母に兄弟がなく、その子が母の姓に従うと約定をした場合は、その約定に従う。

② 入夫の子は、母の姓に従う。但し、その子が父の姓に従うと約定をした場合は、その約定に従う。

第一〇六〇条 未成年の子は、その父母の住所をもってその住所とする。

第一〇六一条 嫡出子とは、婚姻関係によって受胎して生まれた子をいう。

第一〇六二条 ① 子が出生した日からさかのぼって、一八一日から三〇二日までを受胎期とする。

② 前項の三〇二日以前にさかのぼって、受胎を証明することができる場合は、その期間を受胎期とする。

第一〇六三条 ① 妻の受胎が婚姻関係存続中であるときは、その出生した子は、嫡出子と推定する。

② 前項の推定は、もし夫婦の一方が、妻が夫による受胎ではないと証明することができる場合は、否認の訴を提起することができる。但し、子の出生を知った日から一年以内に、これをしなければならぬ。

第一〇六四条 嫡出でない子は、その実父が実母と結婚をした場合には、嫡出子とみなす。

第一〇六五条 ① 嫡出でない子は、実父が認知をした場合には、嫡出子とみなす。その実父が養育した場合は、認知とみなす。

② 嫡出でない子は、その実母との関係では嫡出子とみなし、認知は必要でない。

第一〇六六条 嫡出でない子又はその実母は、実父の認知に対して、これを否認することができる。

第一〇六七条 ① 左に掲げる場合の一つがあるときは、嫡出でない子又はその実母、もしくはその他法定代理人は、実父に認知を請うることができる。

一 受胎期間に、実父と実母が同居の事実がある場合。

二 実父が作成した文書によって実父であることが証明できる場合。

三 実母が実父に強制的に姦淫をされ、又はかどわかされて姦

淫をした場合。

四 実母が実父の権力の濫用によって姦淫をした場合。

② 前項の請求権は、嫡出でない子が成年になった後から二年間、又は、実母又はその他法定代理人が子が出生した後から七年間、行使しないときは消滅する。

第一〇六八条 実母が、受胎期間内に、他人と姦淫をし、又は放蕩の生活をした場合は、前条の規定を適用しない。

第一〇六九条 嫡出でない子の認知の効力は、出生の時にさかばる。但し、第三者が取得した権利は、これによって影響を受けない。

第一〇七〇条 実父が嫡出でない子を認知した後は、その認知を取り消すことができない。

第一〇七一条 (削除)

第一〇七二条 他人の子と縁組をした場合は、縁組をした者を養父又は養母とし、縁組をされた者を養子とする。

第一〇七三条 縁組をする者の年齢は、縁組をされる者より二〇歳以上年長でなければならない。

第一〇七三条の一 左に掲げる親族は、養子として縁組をすることができない。

一 直系血族。

二 直系姻族。但し、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合は、この限りでない。

三 傍系血族及び傍系姻族で輩分が相当でない者。但し、傍系

血族で八親等外、傍系姻族で五親等外の者は、この限りでない。

**第一〇七四條** 配偶者のある者が養子縁組をするときは、その配偶者と共同でこれをしなければならぬ。但し、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合は、この限りでない。

**第一〇七五條** 前條の規定を除く外、一人が同時に二人を養子にすることができない。

**第一〇七六條** 配偶者のある者が縁組をされるときは、その配偶者の同意を得なければならない。

**第一〇七七條** 養子と養父母との関係は、法律に別段の規定がある場合を除く外、嫡出子と同様である。

**第一〇七八條** ① 養子は、縁組をする者の姓に従う。

② 配偶者のある者が養子縁組をしたときには、養子の姓は、第一〇五九條の規定を適用する。

**第一〇七九條** ① 養子縁組は、書面でこれをしなければならぬ。但し、養子が七歳未満であつて法定代理人がないときは、この限りでない。

② 七歳未満の未成年者が縁組をされるときは、法定代理人が代つて意思表示をし、かつ代つて意思表示を受ける。但し、法定代理人がないときは、この限りでない。

③ 満七歳以上の未成年者が縁組をされるときは、法定代理人の同意を得なければならない。但し、法定代理人がないときは、この限りでない。

④ 養子縁組は、裁判所に認可を申請しなければならない。

⑤ 縁組に左に掲げる場合の一つがあるときは、裁判所は認可しない。

一 縁組が無効又は取消の原因がある場合。

二 縁組が養子に不利益であると認めるに足りる事実がある場合。

三 成年者が縁組をされる時、場合によっては、縁組が実父母に不利益であると認めるに足りる事実がある場合。

**第一〇七九條の一** 養子縁組が第一〇七三條、第一〇七三條の一及び第一〇七五條の規定に違反した場合は、無効である。

**第一〇七九條の二** ① 養子縁組が第一〇七四條の規定に違反した場合は、縁組をした者の配偶者は、裁判所にその取消を請求することができる。但し、その事実を知つた日から六か月を経過し、又は裁判所が認可をした日から一年を経過した場合は、取消を請求することができない。

② 養子縁組が第一〇七六條又は第一〇七九條第三項の規定に違反した場合は、縁組をされた者の配偶者又は法定代理人は、裁判所にその取消を請求することができる。但し、その事実を知つた日から六か月を経過し、又は裁判所が認可した日から一年を経過した場合は、取消を請求することができない。

③ 前二項の規定によつて、裁判所が判決で縁組を取り消した場合は、第一〇八二條及び第一〇八三條の規定を準用する。

**第一〇八〇條** ① 養父母と養子の関係は、双方の合意によつて

終了する。

② 前項の終了は、書面でこれをしなければならぬ。

③ 養子が七歳未満の場合には、その縁組関係を終了する意思表示は、縁組終了後にその法定代理人となる者が、代わってこれをする。

④ 養子が満七歳以上となった未成年者の場合には、その縁組関係の終了は、縁組終了後にその法定代理人となる者の同意を得なければならぬ。

⑤ 養父母の死亡後は、養子が生活を維持することができず、かつ生計をたてる能力がない場合は、裁判所に許可を申請し、縁組関係を終了することができる。

⑥ 第三項及び第四項の規定は、前項の申請に、これを準用する。

**第一〇八一条** 養父母、養子の一方に左に掲げる場合の一つがあるときは、裁判所は、他方の請求によって、その縁組関係の終了を宣告することができる。

一 他方に対して虐待又は重大な侮辱をしたとき。

二 悪意で他方を遺棄したとき。

三 養子が二年以上の懲役刑に処されたとき。

四 養子が財産を浪費した事情があるとき。

五 養子の生死不明が三年を経過したとき。

六 その他重大な事由があるとき。

**第一〇八二条** 縁組関係が判決によって終了したときは、無過失の一方がこれによって生活困窮に陥った場合は、他方に相当の

金額の給付を請求することができる。

**第一〇八三条** 養子は、縁組関係が終了した時から本姓に復し、かつ実父母との関係も回復する。但し、第三者が取得した権利は、これによって影響を受けない。

**第一〇八四条** ① 子は、父母を孝敬しなければならない。

② 父母は、未成年の子に対して、保護及び教育の権利義務を有する。

**第一〇八五条** 父母は、必要な範囲内において、その子を懲戒することができる。

**第一〇八六条** 父母は、その未成年者の法定代理人となる。

**第一〇八七条** 未成年者が相続、贈与又はその他無償で取得した財産は、その特有財産とする。

**第一〇八八条** ① 未成年者の特有財産は、父母が共同で管理する。

② 父母は、未成年者の特有財産に対して使用・収益の権利を有する。但し、子の利益にならないときは、これを処分することができない。

**第一〇八九条** 未成年者に対する権利義務は、法律で別段の規定がある場合を除く外、父母が共同でこれを行使又は負担する。父母が権利の行使について意見が一致しないときは、父がこれを行使し、父母の一方が権利を行使することができないときは、他方がこれを行使する。父母が共同で義務を負担することができないときは、能力のある者がこれを負担する。

**第一〇九〇条** 父母が、その子に対する権利を濫用したときは、その最近尊属又は親族会議が、これを糾正することができる。その糾正の効果がないときは、裁判所にその権利の全部又は一部を停止する宣告を請求することができる。

#### 第四章 後見

##### 第一節 未成年者の後見

**第一〇九一条** 未成年者に父母がないとき、又は父母が共に未成年者に対して権利、義務を行使、負担することができないときは、後見人を置かなければならない。但し、未成年者が結婚をしている場合は、この限りでない。

**第一〇九二条** 父母は、その未成年の子に対して、特定事項によっては、一定期間内、他人に後見の職務の行使を委託することができる。

**第一〇九三条** 父又は母は、遺言で後見人を指定することができる。

**第一〇九四条** 父母が共に未成年者に対して権利、義務を行使、負担することができないとき、又は父母が死亡し遺言で後見人を指定していないときは、左に掲げる揚げる順序で、その後見人を定める。

- 一 未成年者と同居している祖父母。
- 二 家長。
- 三 未成年者と同居していない祖父母。

四 伯父又は叔父。

五 親族会議が選定した者。

**第一〇九五条** 前条の規定により後見人となった者は、正当な理由がなければ、その職務を辞することができない。

**第一〇九六条** 未成年者及び禁治産者は、後見人となることできない。

**第一〇九七条** 別段の規定がある場合を除く外、後見人は、被後見人の利益を保護増進する範囲内において、父母の未成年者に対して有する権利、義務を行使、負担する。但し、父母が一時的に委託している場合は、委託した職務に限る。

**第一〇九八条** 後見人は、被後見人の法定代理人となる。

**第一〇九九条** 後見が開始した時は、後見人は、被後見人の財産について、親族会議が指定した者の立会で、財産目録を調製しなければならない。

**第一一〇〇条** 被後見人の財産は、後見人が管理し、その管理費用は、被後見人の財産で負担する。後見人が被後見人の財産を管理する場合は、自己の事務を処理するのと同じの注意をもってしなければならない。

**第一一〇一条** 後見人は、被後見人の財産について、被後見人の利益にならないときは、使用又は処分をすることができない。不動産の処分をするときは、親族会議の許可を得なければならない。

**第一一〇二条** 後見人は、被後見人の財産を譲り受けることがで

きない。

**第一一〇三条** 後見人は、被後見人の財産状況について、親族会議に対して毎年少なくとも一回、詳細に報告をしなければならない。

**第一一〇三条の一** 後見人は、財産上の管理職務の執行に過失があったために生じた損害について、被後見人に対して賠償の責任を負わなければならない。

**第一一〇四条** 後見人は、報酬を請求することができる。その数额は、親族会議が、その労力及び被後見人の財産収益の状況に應じてこれを酌定する。

**第一一〇五条** 未成年者と同居している祖父母が後見人となったときは、第一〇九条、第一一〇一条後段、第一一〇三条、第一一〇三条の一及び第一一〇四条の規定を適用しない。

**第一一〇六条** 後見人に左に掲げる場合の一つがあるときは、親族会議がこれを解任することができる。

- 一 法定の義務に違反したとき。
- 二 支弁能力がないとき。
- 三 親族会議が選定した後見人が親族会議の指示に違反したとき。

**第一一〇七条** ① 後見人は、後見関係が終了したときにおいて、遅滞なく親族会議が指定した者が立ち会って、財産の清算をし、かつ財産を新後見人に移管しなければならない。もし、被後見人が成年に達したときは、被後見人に還付し、被後見人

が死亡したときは、その相続人に還付しなければならない。

② 親族会議が前項の清算の結果について承認をしない前においては、後見人は、その責任を免れることができない。

**第一一〇八条** 後見人が死亡したときは、前条の清算は、その相続人がこれをする。

**第一一〇九条** 後見人が被後見人の財産に与えた損害について、その賠償請求権は、親族会議が清算の結果に対して、承認を拒絶した時から二年間行使しないときは、消滅する。

#### 第二節 禁治産者の後見

**第一一一〇条** 禁治産者には、後見人を置かなければならない。

**第一一一一条** ① 禁治産者の後見人は、左に掲げる順序によりこれを定める。

- 一 配偶者。
- 二 父母。
- 三 禁治産者と同居している祖父母。
- 四 家長。
- 五 父又は母が遺言で指定した者。

② 前項の規定によって後見人を定めることができないときは、裁判所が親族会議の意見を聴取して、これを定める。

**第一一二条** ① 後見人は、被後見人の利益のために、被後見人の財産状況に應じその身体の療養看護をしなければならない。② 後見人が、被後見人を精神病院に入れ、又は自宅に監禁する場合は、親族会議の同意を得なければならない。但し、父母又



は禁治産者と同居している祖父母が後見人であるときは、この限りでない。

**第一一三条** ① 禁治産者の後見は、本節に規定がある場合を除く外、未成年者の後見に関する規定を準用する。

② 第一一〇五条の規定は、父母が後見人になったときも、これを準用する。

## 第五章 扶 養

**第一一四条** 左に掲げる親族は、互に扶養の義務を負う。

一 直系血族相互間。

二 夫婦の一方が他方の父母と同居している場合は、その相互間。

三 兄弟姉妹相互間。

四 家長家族相互間。

**第一一五条** ① 扶養義務を負う者が数人あるときは、左に掲げる順序により、その義務を履行すべき者を定める。

一 直系卑属。

二 直系尊属。

三 家長。

四 兄弟姉妹。

五 家族。

六 男の子の妻女の子の夫。

七 夫婦の父母。

② 同順序の直系尊属又は直系卑属においては、親等の近い者を先にする。

③ 扶養義務を負う者が数人あって、その親等が同一であるときは、各自その経済能力に応じて義務を分担する。

**第一一六条** ① 扶養を受ける権利者が数人あって、扶養の義務を負う者の経済能力がその全員を扶養するに足りないときは、左に掲げる順序によってその扶養を受ける者を定める。

一 直系尊属。

二 直系卑属。

三 家族。

四 兄弟姉妹。

五 家長。

六 夫婦の父母。

七 男の子の妻女の子の夫。

② 同順序の直系尊属又は直系卑属においては、親等の近い者を先にする。

③ 扶養を受ける権利者が数人あって、その親等が同一であるときは、その需要の状況に応じて扶養を受けることができる。

**第一一六条の一** 夫婦は、互に扶養の義務を負う。その扶養義務を負う順序は、直系卑属と同じく、その扶養を受ける権利の順序は、直系尊属と同じである。

**第一一七条** ① 扶養を受ける権利者は、生活を維持することができず、かつ生計をたてる能力がない場合に限る。

② 前項の生計をたてる能力がないことの制限は、直系尊属にこれを適用しない。

第一一八条 扶養義務を負担することによって、自己の生活を維持することができない場合は、その義務を免除する。但し、扶養を受ける権利者が、直系尊属又は配偶者であるときは、その義務を減輕する。

第一一九条 扶養の程度は、扶養を受ける権利者の需要と扶養義務を負う者の経済状況及びその身分とに応じて、これを定める。

第一二〇条 扶養の方法は、当時者の協議によってこれを定める。協議ができないときは、親族会議がこれを定める。

第一二一条 扶養の程度及び方法については、当時者は、事情の変更によって、これの変更を請求することができる。

## 第六章 家

第一二二条 家とは、永久に共同生活をする目的をもって、同居する親族団体をいう。

第一二三条 ① 家に、家長を置く。

② 同じ家の者は、家長を除いてひとしく家族とする。

③ 親族でなくても、永久に共同生活をする目的をもって一つの家に同居する者は、家族とみなす。

第一二四条 家長は、親族団体の中からこれを推薦する。推薦がないときは、家の中の最尊輩者を家長とし、尊輩が同じ場合

は、年長者を家長とする。最尊又は最長の者が、家事を管理することができないか、又は望まないときは、その者の指示によって、家族の一人がこれを代理する。

第一二五条 家事は、家長が管理する。但し、家長は、家事の一部を家族に処理を委託することができる。

第一二六条 家長が、家事を管理するときは、家族全員の利益に注意しなければならない。

第一二七条 家族が、成年に達し、又は未成年であっても結婚をした場合は、家からの分離を請求することができる。

第一二八条 家長は、成年に達し、又は未成年であっても結婚をした家族に対して、家からの分離を命じることができる。但し、正当な理由がある場合に限る。

## 第七章 親族会議

第一二九条 本法の規定によって、親族会議を開くときは、当時者、法定代理人又はその他の利害関係人がこれを召集する。

第一三〇条 親族会議は、会員五人をもってこれを組織する。

第一三一一条 ① 親族会議の会員は、未成年者、禁治産者又は被相続人のために、左に掲げる親族の順序でこれを定めなければならない。

一 直系尊属。

二 三親等内の傍系尊属。

三 四親等内の同輩の血族。

② 前項の同一順序の者は、親等の近い者を先にし、親等が同じ者は同居している親族を先にする。同居していない親族の場合には、年長者を先にする。

③ 前二項によって順序が定まった親族会議の会員は、会議に出席できないとき、又は出席が困難であるときは、次順序の親族によって、これを補充する。

第一一三二条 ① 前条に規定する親族がないとき、又は親族が法定の人数に足りないときは、裁判所が、召集権のある者の申請によって、その他の親族の中からこれを指定する。

② 親族会議が開会できないとき、又は開会が困難であるときは、法律によって親族会議で処理すべき事項は、召集権のあのある者の申請により、裁判所がこれを処理する。親族会議が開会されても決議をしないとき、又は決議ができないときも、同様である。

第一一三三条 後見人、未成年者及び禁治産者は、親族会議の会員になることができない。

第一一三四条 法律によって親族会議の会員になるべき者は、正当な理由がなければ、その職務を辞することができない。

第一一三五条 親族会議は、三人以上の出席がなければ開会できない。出席した会員の過半数の同意がなければ、決議をするこ

とができない。

第一一三六条 親族会議の会員は、決議する事件に個人的利害関係がある場合は、決議に加わることができない。

第一一三七条 第一一二九条に定める召集権のある者は、親族会

議の決議に対して不服がある場合には、三か月以内に、裁判所に対して訴を提起することができる。

民法 第五編 相続

施行 一九三一・五・五  
改正 一九八五・六・三

第一章 遺産相続人

第一一三八条 遺産相続人は、配偶者を除く外、左に掲げる順序でこれを定める。

一 直系卑属。

二 父母。

三 兄弟姉妹。

四 祖父母。

第一一三九条 前条に定める第一順位の相続人は、親等の近い者を先にする。

第一一四〇条 第一一三八条に定める第一順位 of 相続人が、相続開始前に死亡し、又は相続権を喪失した場合は、その直系卑属が代位してその相続分を相続する。

第一一四一条 同一順位の相続人が数人あるときは、人数に応じて平等に相続をする。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。

第一一四二条 (削除)

第一一四三条 (削除)

第一一四四条 配偶者は、相互に遺産を相続する権利を有し、その相続分は、左に掲げる各号によってこれを定める。

一 第一一三八条に定める第一順位の相続人と共に相続をするときは、その相続分は、他の相続人と平等とする。

二 第一一三八条に定める第二順位又は第三順位の相続人と共に相続をするときは、その相続分は、遺産の二分の一とする。

三 第一一三八条に定める第四順位の相続人と共に相続をするときは、その相続分は、遺産の三分の二とする。

四 第一一三八条に定める第一順位ないし第四順位の相続人がないときは、その相続分は、遺産の全部とする。

第一一四五条 ① 左に掲げる各号の一つがある者は、その相続権を喪失する。

一 故意に被相続人又は相続すべき者を死亡させ、又は死亡させようとしたために、刑の宣告を受けた者。

二 詐欺又は脅迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、又はこれを撤回させ、変更させた者。

三 詐欺又は脅迫によって、被相続人に相続に関する遺言をし、又はこれを撤回し、変更することを妨害した者。

四 被相続人の相続に関する遺言書を偽造し、変造し、隠匿し、又は破棄した者。

五 被相続人に対して重大な侮辱又は虐待をした事情があり、

被相続人が相続をさせないと表示した者。

② 前項の第二号ないし第四号の規定は、被相続人が宥恕をした場合は、その相続権を喪失しない。

第一一四六条 ① 相続権を侵害された場合は、侵害をされた者又はその法定代理人は、これの回復を請求することができる。

② 前項の回復請求権は、侵害されたことを知った時から二年間行使しないときは消滅する。相続開始の時から一〇年を経過したときも、同様である。

第二章 遺産相続

第一節 効力

第一一四七条 相続は、被相続人の死亡によって開始する。

第一一四八条 相続人は、相続開始の時から、本法に別段の規定がある場合を除く外、被相続人の財産上の一切の権利義務を継承する。但し、被相続人本人に専属する権利義務は、この限りではない。

第一一四九条 被相続人が生前に扶養を継続した者は、親族会議が、その受けた扶養の程度及びその他の関係によって、遺産を酌給しなければならない。

第一一五〇条 遺産の管理、分割及び遺言の執行に関する費用は、遺産の中からこれを支弁する。但し、相続人が過失によって支弁した場合は、この限りではない。

第一一五一条 相続人が数人あるときは、遺産を分割する前にお

いては、各相続人は、遺産全部に対して共有とする。

**第一一五二条** 前条の共有の遺産は、相続人の中から一人を互選して、これを管理することができる。

**第一一五三条** ① 相続人は、被相続人の債務について連帯責任を負う。

② 相続人相互間では、被相続人の債務については、別段の約定がある場合を除く外、その相続分に応じて、これを比例負担する。

## 第二節 限定相続

**第一一五四条** ① 相続人は、相続によって取得した遺産の限度において、被相続人の債務を償還することができる。

② 相続人が数人あり、その中の一人が前項の限定相続をすると主張したときは、その他の相続人も共に限定相続をしたものとみなす。

③ 限定相続をした場合は、その被相続人に対して有した権利義務は、相続によって消滅しない。

**第一一五五条** 前条の規定によって限定相続をした場合は、第一一五六条ないし第一一六三条の規定を適用する。

**第一一五六条** ① 限定相続をした場合は、相続開始の時から三か月以内に、遺産目録を調製して、裁判所に申告しなければならない。

② 前項の三か月の期限は、相続人の申請によって、裁判所が必要と認めるときは、これを延長することができる。

**第一一五七条** ① 相続人が前条の規定によって裁判所に申告したときは、裁判所は、公示催告手続によって、被相続人の債権者に、一定期限内に、その債権の申出を命じる公告をしなければならない。

② 前項の一定期限は、三か月以下とすることができない。

**第一一五八条** 相続人は、前条に定める一定期限内は、被相続人のいかなる債権者に対しても、債務を償還することができない。

**第一一九九条** 第一一五七条に定める一定期限の満了後においては、相続人は、その一定期限内に申出のあった債権、及び相続人に知れた債権に対して、ひとしくその数額に応じて比例計算し、遺産をもってそれぞれに償還しなければならない。

但し、優先権を有する債権者の利益を侵害することができない。  
**第一一六〇条** 相続人は、前条の規定によって債務を償還した後でなければ、受遺者に対して遺贈を交付することができない。

**第一一六一條** ① 相続人が、第一一五七条ないし第一一六〇条の規定に違反して被相続人の債権者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負わなければならない。

② 前項の損害を受けた者は、不当に受領した債権者又は受遺者に対して、その不当に受領した数額の返還を請求することができる。

**第一一六二条** 被相続人の債権者は、第一一五七条に定める一定期限内にその債権を申し出ない場合、及び相続人に知れなかった場合は、残余の遺産についてのみその権利を行使することが

できる。

**第一一六三条** 相続人中に、左に掲げる各号の一つがあるときは、

第一一五四条に定める利益を主張することができない。

一 遺産の隠匿。

二 遺産目録への虚偽の記載。

三 被相続人の債権者の権利を詐害する意図でした遺産の処分。

### 第三節 遺産分割

**第一一六四条** 相続人は、いつでも遺産の分割を請求することができる。但し、法律に別段の規定がある場合、又は契約で別段

の取りきめがある場合は、この限りでない。

**第一一六五条** ① 被相続人の遺言が遺産の分割の方法を定め、

又は定めることを他人に委託した場合は、その定めに従う。

② 遺言で遺産の分割を禁じた場合は、その禁止の効力は一〇年に限る。

**第一一六六条** ① 胎児が相続人であるときは、その相続分を保留しなければ、他の相続人は遺産を分割することができない。

② 胎児は、遺産の分割に関しては、その母が代理人になる。

**第一一六七条 (削除)**

**第一一七八条** 遺産分割後は、各相続人は、その取得部分に応じて、他の相続人が分割によって取得した遺産に対して、売主と

同一の担保責任を負う。

**第一一九九条** ① 遺産分割後は、各相続人は、その取得部分に応じて、他の相続人が分割によって取得した債権について、遺産

分割当時における債務者の支弁能力を担保する責任を負う。

② 前項の債権が停止条件付き又は弁済期に至らない場合は、各相続人は、弁済すべき時における債務者の支弁能力を担保する責任を負う。

**第一一七〇条** 前二条の規定によって、担保の責任を負った相続人中に、支弁能力がなく、その分担保額を償還することができない者があるときは、その償還ができない部分は、請求権を有する相続人と他の相続人がその取得部分に応じて、これを比例分担する。但し、その償還不能が、請求権を有する者の過失による場合は、他の相続人に対して分担保を請求することができない。

**第一一七一条** ① 遺産分割後は、その未弁済の被相続人の債務を、一定の者が引き受け、又は各相続人が分担することになったときは、債権者の同意がある場合には、各相続人は連帯責任を免除される。

② 相続人の連帯責任は、遺産分割の時から、もしくは債務の弁済期が遺産分割後であれば弁済期満了の時から、五年を経過すれば免除される。

**第一一七二条** 相続人中に、被相続人に対して債務を負っている者があるときは、遺産分割の時に、その債務数額に応じてその相続人の相続分の中から返還しなければならない。

**第一一七三条** ① 相続人中に、相続開始前に結婚、別居又は営業のため被相続人から財産の贈与を受けた者があるときは、その贈与の価額を相続開始の時に被相続人が有した財産に加え

たものを、相続すべき遺産としなければならない。但し、被相続人が贈与の時に、反対の意思を表示した場合は、この限りでない。

② 前項の贈与の価額は、遺産分割の時に当該相続人の相続分の中から控除しなければならない。

③ 贈与の価額は、贈与の時の価額によって計算する。

#### 第四節 相続放棄

第一一七四条 ① 相続人は、その相続権を放棄することができない。

② 前項の放棄は、相続できることを知った時から一か月以内に、書面をもって裁判所にこれをし、かつ書面をもって、その放棄によって相続人となるべき者に通知しなければならない。但し、通知ができない場合は、この限りでない。

第一一七五条 相続の放棄は、相続開始の時にさかのぼって効力が発生する。

第一一七六条 ① 第一一三八条に定める第一順位の相続人中に、相続権を放棄した者があるときは、その相続人分は、その他の共に相続する者に帰属する。

② 第二順位ないし第四順位の相続人中に、相続権を放棄した者があるときは、その相続分は、その他の同一順位の相続人に帰属する。

③ 配偶者と共に相続をする同一順位の相続人が全員相続権を放棄し、後順位の相続人もないときは、その相続分は、配偶者に

帰属する。

④ 配偶者が相続権を放棄したときは、その相続分は、配偶者と共に相続する者に帰属する。

⑤ 第一順位の相続人で親等の近い者が全員相続権を放棄したときは、次の親等の直系卑属が相続する。

⑥ 先順位の相続人全員が相続権を放棄したときは、次順位の相続人が相続し、その次順位の相続人の有無が明らかでないか、又は第四順位の相続人全員が相続権を放棄した場合は、相続人不存在に関する規定を準用する。

⑦ 他の者の相続の放棄によって相続人となった者が、限定相続又は相続放棄をするときは、その相続ができることを知った時から二か月以内にこれをしなければならない。

第一一七六条の一 相続権を放棄した者は、その管理する遺産について、その他の相続人又は遺産管理人が管理を開始するまで、自己の事務を処理すると同一の注意をもって、これの管理を継続しなければならない。

#### 第五節 相続人不存在

第一一七七条 相続開始の時に、相続人の有無が明らかでない場合は、親族会議が、一か月以内に遺産管理人を選定し、かつ相続開始及び遺産管理人を選定した事由を、裁判所に申し出なければならぬ。

第一一七八条 ① 親族会議が前条の規定によって申出をした後、裁判所は、公示催告手続によって、六か月以上の期限を定め、

相続人にその期限内に相続の承認を命じる公告をしなければならない。

② 親族会議がない場合、又は親族会議が前条に定める期限内に遺産管理人を選定しない場合は、利害関係人又は検察官は、裁判所に遺産管理人の選定を申請し、かつ裁判所は、前項の規定によって公示催告をすることができる。

第一一七八条の一 相続開始の時に、相続人の有無が明らかでない場合は、遺産管理人が選定されるまで、裁判所は、利害関係人又は検察官の申請によって、遺産の保存に必要な処置をすることが出来る。

第一一七九条 ① 遺産管理人の職務は、左のとおりである。

一 遺産目録を編製すること。

二 遺産の保存に必要な処置をすること。

三 公示催告手続きによって、一年以上の期間を限定し、被相続人の債権者及び受遺者に、その期間内に、債権を申し出ること、及び遺贈を受けることを望むか否かの声明をすること、及び遺贈を受けることを、裁判所に申請すること。

被相続人の債権者及び受遺者が管理人に知れている場合は、各別に通知をしなければならない。

四 債権を弁済し、又は遺贈物を交付すること。

五 相続人が相続を承認し、又は遺産が国庫に帰属するときは、遺産の移交をすること。

② 前条第一号に定める遺産目録は、管理人が就職後三か月以内

にこれを編製しなければならない。第四号に定める債務の弁済は、遺贈物の交付より先にしなければならない。債務の弁済又は遺贈物の交付のために必要があるときは、管理人は、親族会議の同意を得て遺産を競売することができる。

第一一八〇条 遺産管理人は、親族会議、被相続人の債権者又は受遺者の請求により、遺産の状況を報告し、又は説明しなければならない。

第一一八一条 遺産管理人は、第一一七九条第一項第三号に定める期間満了後でなければ、被相続人のいかなる債権者又は受遺者に対しても、債務を償還し、又は遺贈物を交付することが出来ない。

第一一八二条 被相続人の債権者又は受遺者は、第一一七九条第一項第三号に定める期間内に、申出又は声明をしない場合は、残余の遺産についてのみその権利を行使することができる。

第一一八三条 遺産管理人は、報酬を請求することができる。その額は、親族会議が、その労力及びその被相続人との関係に応じて、これを酌定する。

第一一八四条 第一一七八条に定める期限内に相続人が相続を承認したときは、相続人が相続を承認する前において遺産管理人がした職務上の行為は、相続人の代理をしたものとみなす。

第一一八五条 第一一七八条に定める期限満了後に、相続人が相続を承認しないときは、その遺産は、債務を弁済し、又は遺贈物を交付した後なお剰余があれば、国庫に帰属する。



### 第三章 遺言

#### 第一節 通則

第一一八六條 ① 行為能力のない者は、遺言をすることができない。

② 行為能力が制限された者は、法定代理人の許可がなくても、遺言をすることができる。但し、一六歳未満の者は、遺言をすることができない。

第一一八七條 遺言者は、遺留分に関する規定に違反しない範囲において、遺言で自由に遺産を処分することができる。

第一一八八條 第一一四五條の相続権喪失の規定は、受遺者に準用する。

#### 第二節 方式

第一一八九條 遺言は、左に掲げる方式の一つによって、これをするることができる。

一 自書遺言。

二 公証遺言。

三 密封遺言。

四 代筆遺言。

五 口授遺言。

第一一九〇條 自書遺言は、遺言の全文を自書して、年月日を記載し、自ら署名をしなければならない。もし加除、変更があるときは、加除、変更の場所及び字数を注記し、別に署名をしなければならぬ。

ければならない。

第一一九一條 ① 公証遺言は、二人以上の立会人を指定して公証人の前において遺言の趣旨を口述し、公証人がこれを筆記、宣読、講解し、遺言者の認可を得た後、年月日を記載し、公証人、立会人及び遺言者が共に署名をしなければならない。遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を記載して、これに代えなければならない。

② 前項に定める公証人の職務は、公証人がない地では、裁判所書記官がこれを行い、中華民國領事が駐在する地にある僑民が遺言をするときは、領事がこれを行う。

第一一九二條 ① 密封遺言は、遺言書に署名をした後、それを密封して封緘場所に署名をし、二人以上の立会人を指定して公証人に提出し、自己の遺言書であることを陳述し、もし本人が自書したものでないときは筆者の氏名、住所を陳述し、公証人が封面にこの遺言書提出の年月日及び遺言者がした陳述を記載し、遺言者及び立会人と共に署名をしなければならない。

② 前条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一一九三條 密封遺言は、前条に定める方式を具備していなくても、第一一九〇條に定める自書遺言の方式を具備している場合は、自書遺言としての効力を有する。

第一一九四條 代筆遺言は、遺言者が三人以上の立会人を指定して遺言者が遺言の趣旨を口述し、立会人の中の一人に筆記、宣読、講解させ、遺言者の認可を得た後、年月日及び代筆者の氏

名を記載し、立会人全員及び遺言者が共に署名する。遺言者が署名することができない場合は、指印によってこれに代えなければならぬ。

**第一一九五条** 遺言者が生命の危急又はその他特別の場合に、他の方式によって遺言をすることができない場合は、左に掲げる方式の一つによって、口授遺言をすることができる。

一 遺言者が二人以上の立会人を指定して遺言の趣旨を口授し、立会人中の一人がその遺言の趣旨にそつた筆記を作成し、年月日を記載し、他の立会人と共に署名をする。

二 遺言者が二人以上の立会人を指定して遺言の趣旨、遺言者の氏名及び年月日を口述し、立会人全員が遺言が真正にされたこと及び立会人の氏名を口述し、その全部を録音し、録音テープをその場所で密封して年月日を記載し、立会人全員が封緘場所と共に署名する。

**第一一九六条** 口授遺言は、遺言者が他の方式による遺言をすることができるようになった時から三か月を経過したときは、その効力を失う。

**第一一九七条** 口授遺言は、立会人中の一人又は利害関係人が遺言者の死亡後三か月以内に、親族会議に提出し、その真偽の認定を受けなければならない。親族会議の認定に対して異議があるときは、裁判所にこれの判定を申請することができる。

**第一一九八条** 左に掲げる者は、遺言立会人となることができない。

- 一 未成年者。
- 二 禁治産者。
- 三 相続人及びその配偶者又はその直系血族。
- 四 受遺者及びその配偶者又はその直系血族。
- 五 公証人又は公証職務を代行する者の同居者、補助者又は雇人。

### 第三節 効力

**第一一九九条** 遺言は、遺言者の死亡の時から効力が発生する。

**第二〇〇条** 遺言で定めた遺贈に停止条件が付いている場合には、その条件が成就した時から効力が発生する。

**第二〇一条** 受遺者が遺言の効力が発生する前に死亡した場合は、その遺贈は効力を生じない。

**第二〇二条** 遺言者が一定の財産を遺贈したとき、その財産が相続開始の時に於いて、一部分が遺産に属しない場合は、その一部分の遺贈は無効になり、全部が遺産に属しない場合は、その全部の遺贈は無効になる。但し、遺言に別段の意思表示がある場合は、その意思に従う。

**第二〇三条** 遺言者が、遺贈物の滅失、毀損、変造又はその占有の喪失によって他人に対して権利を取得したときは、その権利を遺贈したものと推定する。遺贈物が他の物と附合又は混合によって、附合物又は混合物に対して権利を取得したときも、同様である。

**第二〇四条** 遺産の使用、収益を遺贈したとき、遺言が返還期

限を定めていない場合、並びに遺贈の性質によってその期限を定めることができない場合は、受遺者の終身をもってその期限とする。

**第一二〇五条** 遺贈に義務がついている場合は、受遺者はその受けた利益の限度で、履行の責任を負う。

**第一二〇六条** ① 受遺者は、遺言者の死亡後において、遺贈を放棄することができる。

② 遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼって効力が発生する。

**第一二〇七条** 相続人又はその他利害関係人は、相当の期限を定めて、その期限内に遺贈を承認するか否かの表示を、受遺者に請求することができる。期限が満了してもなお表示をしない場合は、遺贈を承認したものとみなす。

**第一二〇八条** 遺贈が無効、又は放棄をしたときは、その遺贈財産は、遺産に属す。

#### 第四節 執行

**第一二〇九条** ① 遺言者は、遺言で遺言執行者を指定し、又はその指定を他人に委託することができる。

② 前項の委託を受けた者は、遅滞なく遺言執行者を指定して、相続人に通知しなければならない。

**第一二一〇条** 未成年者及び禁治産者は、遺言執行者になることができない。

**第一二一一條** 遺言が、遺言執行者を指定していない場合、並び

に他人に指定を委託していない場合は、親族会議がこれを選定することができる。親族会議が選定できないときは、利害関係人が、裁判所に指定を申請することができる。

**第一二一二条** 遺言書の保管者は、相続開始があったことを知った時、遅滞なく遺言書を親族会議に提示しなければならない。保管者がなく、相続人が遺言書を発見した場合も、同様である。

**第一二一三条** ① 封緘のある遺言書は、親族会議の場所又は裁判所が公証した場所でない限り、開封することができない。

② 前項の遺言書を開封する時には、記録を作成して、遺言書の封緘の有無、毀損の状況又はその他特別の事情を記載し、その場にいる者が共に署名しなければならない。

**第一二一四條** 遺言執行者は、就職後、遺言と関係のある財産について、財産目録を編製する必要があるときは、遅滞なく財産目録を編製し、相続人に交付しなければならない。

**第一二一五條** ① 遺言執行者は、遺産を管理し、執行上必要な行為をする職務を有する。

② 遺言執行者が、前項の職務によってした行為は、相続人の代理とみなす。

**第一二一六條** 相続人は、遺言執行者の職務執行中においては、遺言と関係のある遺産を処分することができず、かつその職務の執行を妨害することもできない。

**第一二一七條** 遺言執行者が数人あるときは、その職務の執行は、過半数でこれを決定する。但し、遺言に別段の意思表示がある

場合は、その意思に従う。

**第一二一八条** 遺言執行者が職務の執行を怠り、又はその他重大な事由があるときは、利害関係人は、親族会議に他の者に改選することを請求することができる。それが裁判所によって指定された場合は、裁判所に別の者の指定を行うことを申請することができる。

#### 第五節 撤回

**第一二一九条** 遺言者は、いつでも遺言の方式によって、遺言の全部又は一部を撤回することができる。

**第一二二〇条** 前後の遺言が抵触する場合は、その抵触する部分については、前の遺言は撤回したものとみなす。

**第一二二一条** 遺言者が遺言後にした行為が遺言と抵触する場合は、その抵触部分については、遺言を撤回したものとみなす。

**第一二二二条** 遺言者が故意に遺言書を破棄し、又は塗消し、もしくは遺言書に廃棄の意思を記載した場合は、その遺言を撤回したものとみなす。

#### 第六節 遺留分

**第一二二三条** 相続人の遺留分は、左に掲げる各号の規定による。

- 一 直系血族の遺留分はその相続分の二分の一とする。
- 二 父母の遺留分はその相続分の二分の一とする。
- 三 配偶者の遺留分はその相続分の二分の一とする。
- 四 兄弟姉妹の遺留分はその相続分の三分の一とする。
- 五 祖父母の遺留分はその相続分の三分の一とする。

中華民國（台湾）家族法

**第一二二四条** 遺留分は、第一一七三条によって算定した相続財産の中から債務額を除いて、これを算定する。

**第一二二五条** 遺留分を得べき者は、被相続人がした遺贈によって、その得べき数が足らなくなった場合は、その足らなくなった数に応じて遺贈した財産から、これを差し引くことができる。受遺者が数人ある場合には、その取得した遺贈価額に応じて比例して差し引かなければならない。

#### （あとがき）

本年度の三年生のゼミ受講生の一人である台湾からの留学生萬香吟さんと、「日本の家族法と台湾の家族法」をテーマとして研究をした。その時、台湾の家族法を逐語訳したのが本資料である。原文は、張知本編・林紀東統編「最新六法全書」（中華民國七四（一九八五）年、大中国図書刊）の中の「民法」である。

本訳文は、台湾の社会事情を充分理解していない私はずさわったので誤訳の多いことおそれる。大方の御教示を願う次第である。

なお、本訳にあたり、本学国文学科横山弘教授に文法的なご教示をいただいたことをここに感謝の意を捧げる。

（野川記）